

平成30年度 地域医療介護総合確保基金について

基金の概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

（基金の対象となる事業区分）※医療分

- I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床の機能分化・連携）
- II 居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療の推進）
- III 医療従事者の確保に関する事業（医療従事者等の確保・養成）

平成30年度の国の配分方針について

平成30年度予算については、前年度比30億円増の934億円（公費ベース）。

<事業区分 I >

- ・平成29年度に引き続き重点配分（500億円以上）
- ・地域医療構想調整会議において調整を行い、具体的な整備計画が定まった事業を優先して配分額を調整

<事業区分 II 及び III >

- ・前年度比増額分の30億円については、原則として事業区分 II 及び III へ配分
- ・平成29年度に引き続き、基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業相当額を優先して配分額を調整

【参考】

（単位：千円）

事業区分	H30要望額 （当初）	H30要望額 （調整後） A	H30割当額 （内示） B	H30内示 不足額 A-B	過年度基金 充当額
I	193,323	193,323	193,323	0	0
II	49,546	49,546	49,546	0	0
III	790,353	687,291	682,235	▲ 5,056	5,056
計	1,033,222	930,160	925,104	▲ 5,056	5,056

※事業区分 III については、内示割れにより、5,056千円が財源不足。



過年度(H26~29)基金の執行残を充当して対応を行う。